議第5号その1

社団法人 日本都市計画学会 定款一部変更について

新旧対照表(変更部分____ 線表示) 以下のように定款の一部を変更したい。

变更前 变更後 第1章 総 則

第1章 総則

第2条(事務所)

本会は、事務所を東京都千代田区一番町 10番地一番町ウエストビルにおく。

第3条(支部)

本会に理事会の議決を経て、必要の地に 支部をおくことができる。

第2章 目的および事業

第4条(目的)

本会は、会員の研究発表、知識の交換な らびに会員相互間および関連学協会との 連絡提携の場となり、都市計画に関する 学術の進歩普及を図り、もって学術・文 化の発展に寄与することを目的とする。

第5条(事業)

本会は,前条の目的を達成するために次 の事業を行なう。

- (1) 学会誌および学術図書の刊行
- (2) 研究発表会および学術講演会の開催
- (3) 都市計画の調査および研究
- (4) 関連学協会との連絡および協力
- (5) 研究の奨励ならびに研究業績および 功労の表彰
- (6) そのほか目的を達成するために必要 な事業

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都千代田区 一番町 10 番地に置く。

(支部)

第3条 本会に理事会の議決を経て、必要 の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、会員の研究発表、知識の 交換並びに会員相互及び内外の関連学協会 等との連絡提携の場となり、都市計画に関 する学術の進歩普及と都市計画の進展、及 び都市計画に係る専門家の資質の向上を図 り、もって学術・文化・社会の発展に寄与 することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するた めに次の事業を行う。

- (1) 学会誌及び学術図書の刊行
- (2) 研究発表会及び講演会等の開催
- (3) 都市計画の調査及び研究
- (4) 内外の関連学協会、公共団体及び市民 組織との連絡及び協力
- (5) 研究の奨励並びに研究業績及び功労の 表彰
- (6) 都市計画に関する提言
- (7) その他目的を達成するために必要な事

第3章 会 員

第3章 会 員

第6条(会員の種別)

本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員
- (2) 外国人会員
- (3) 学生会員
- (4) 賛助会員
- (5) 名誉会員

2正会員をもって民法上の社員とする。

第7条(会員の資格)

正会員は、都市計画に関し学識経験を有する個人、又は都市計画に関する事業を 行う法人とする。ただし、外国人会員に 該当する者を除く。

- 2 外国人会員は、都市計画に関し、学 識経験を有する者で、かつ、日本国籍を 有しない者とする。
- 3 学生会員は、都市計画に関する専門 の教育を受けている者とする。
- 4 賛助会員は、個人または団体で本会 の目的事業を賛助する者とする。
- 5 名誉会員は、都市計画に関して功績 特に顕著な者で総会の議決により推薦された者とする。

第9条(入会)

正会員、外国人会員、学生会員または賛助会員になろうとする者は、正会員 1 名の紹介で所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 正会員である法人は、入会と同時に、 本会に対して代表者としてその権利を行 使する者(以下正会員代表者という。)を 定めて本会に届け出なければならない。 正会員代表者を変更した場合も同様とす る。

変更後

(会員の種別)

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 <u>都市計画に関し学識経験を有</u> する個人、または都市計画に関す <u>る事業を行う法人とする。</u>
- (2) 学生会員 大学学部、大学院修士課程、 またはこれに準ずる学校などにおいて、都市計画に関する専門の教育を受けている者とする。
- (3) 賛助会員 <u>個人または団体で本会の目</u> 的事業を賛助する者とする。
- (4) 名誉会員 <u>都市計画に関して功績特に</u> <u>顕著な者で総会の議決により推薦</u> された者とする。
- 2 正会員をもって民法上の社員とする。

(会員の資格)条項は削除 第6条へ移項のため

(入会)

第<u>7</u>条 会員になろうとする者は、入会申 込書を<u>会長に</u>提出し、理事会の承認を得な ければならない。

ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

2 正会員である法人は、入会と同時に、本会に対して代表者としてその権利を行使する者(以下「正会員代表者」という。)を定めて本会に届け出なければならない。正会員代表者を変更した場合も同様とする。

変更前	変更後
3 名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となり、かつ、会費を納めることを要しない	XX IX
第8条(会費) 会員は日本都市計画学会 <u>規則</u> の定めると ころにより、会費を納入しなければなら ない。	(会費) 第8条 会員は日本都市計画学会 <u>細則</u> の定めるところにより、会費を納入しなければならない。 2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。 3 既納 <u>の</u> 会費は、いかなる理由があっても返還しない。
第 10条(資格変更) 会員の資格を変更しようとするときは、 入会の手続に準ずる。 <u>ただし、学生会員</u> <u>は卒業と同時に手続を要しないで正会員</u> <u>となる。</u>	(資格変更) 第 <u>9</u> 条 会員の資格を変更しようとすると きは、入会の手続に準ずる。
第11条(会員の権利) 会員は、本会が刊行する機関誌および図 書の優先的配布を受けるほか、本会が主 催する事業に参加することができる。	(会員の権利)条項は削除
第 12 条 (権利の停止) 会員で会費の滞納が 1 ヶ年におよぶ者は、 前条に定める会員の権利を停止すること がある。	(権利の停止)条項は削除
第 <u>13</u> 条 (<u>会員の</u> 資格の喪失) 会員は、次の事由によってその資格を喪 失する。 (1) 退会 (2) <u>禁治産および準禁治産の宣告</u> (3) 死亡、失踪宣告 <u>ならびに団体会員の</u> 解散 (4) 除名	 (資格の喪失) 第 10条 会員は,次の事由によってその資格を喪失する。 (1)退会したとき (2)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または法人である会員が解散したとき。 (3)除名されたとき。
第 <u>14 </u> 条(退会) 会員で退会しようとする者、理由を付し	(退会) 第 11 条 会員で退会しようとする者は、理

て退会届を提出し、理事会の承認を得な ければならない。

第15条(除名)

会員が次の各号の一に該当するときは、 理事会の議決を経て、会長がこれを除名 することができる。

- (1) 会費を2ヶ年以上滞納したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または本会の 目的に反する行為のあったとき

第16条(納入金の返還)

既納会費は、いかなる理由があってもこ れを返還しない。

第4章 役員および職員

第17条(役員)

本会には、次の役員をおく。

理事 20 名以上 24 名以内 (うち,会長1 名、副会長3名、専務理事1名、および 常務理事5名以上7名以内)

監事 3名

第18条(役員の選任)

理事および監事は、総会で正会員の中か ら選任し、会長および副会長は理事の中 から総会で指名する。

2 専務理事および常務理事は、理事の 互選により定める。

第 19 条(役員の職務権限)

表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故

変更後

由を付して退会届を会長に提出し、理事会 の承認を得なければならない。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当すると きは、理事会の議決を経て、会長がこれを 除名することができる。

- (1)本会の名誉を傷つけ、または本会の目的 に違反する行為があったとき。
- (2)会費を2ヶ年以上滞納したとき。

(納入金の返還)削除 条文は8条3項に吸収

第4章 役員、評議員及び職員

(役員)

第13条 本会には、次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 2名以上3名以内
- (3) 理事 20 名以上 24 名以内(会長、副会 <u>長を含む)</u>

(4) 監事 3名

- 2 理事のうち5名以上7名以内を常務理
- 3 理事の中に専務理事1名を置くことが できる。

(役員の選任)

第14条 理事及び監事は、総会で正会員の 中から選任し、会長及び副会長は理事の中 から総会で指名する。

- 2 専務理事及び常務理事は、理事の互選 により定める。
- 3 特定の理事とその親族その他特別の関 係にある者の合計数は、理事現在数の3分 の1を超えてはならない。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることが できない。

(理事の職務)

会長は,本会の業務を総理し、本会を代 第 15条 会長は、本会の業務を総理し、本 会を代表する。

故あるときまたは欠けたときは、会長が あらかじめ指名した順序によって、その 職務を代行する。

- 3 専務理事は、会長、副会長を補佐し、 会務を処理する。
- 4 常務理事は、会長および副会長を補 佐し、理事会の決議に基き日常の事務に 従事し、総会の決議した事項を処理する。 5 理事は、理事会を組織してこの定款

に定めるもののほか、総会の権限にかか

<u>る</u>事項以外の事項を<u>決議</u>し、執行する。

6 監事は、民法第59条の職務を行なう ほか、理事会および評議員会に出席する

ことができる。ただし議決に加わらない。

第20条(役員の任期)

役員の任期は半数交代で2年とし、再任 を妨げない。ただし、会長の任期は原則 として1年とする。

- 2 補欠により選任された役員の任期 は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者 が就任するまでは、なお、その職務を行 なう。

第 21 条(役員の解任)

い行為のあった場合、または特別の事情

変更後

あるときまたは欠けたときは、会長があら かじめ指名した順序によって、その職務を 代理し、またはその職務を行う。

- 3 専務理事は、会長、副会長を補佐し、 会務を処理する。但し、専務理事が置かれ ていない場合には、会長が、理事の中から 代行を指名する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、 理事会の議決に基き、日常の事務に従事し、 総会の議決した事項を処理する。
- 5 理事は、理事会を組織して、この定款 に定めるもののほか、総会の権限に属する 事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第16条 監事は、本会の業務及び財産に関 し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1)本会の財産の状況を監査すること。
- (2)理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3)財産の状況または業務の執行について <u>不整の事実を発見したときはこれ</u>を理 事会、総会又は文部科学大臣に報告す
- (4)前号の報告をするため必要があるとき は、臨時理事会または臨時総会を招集 すること。
- 2 監事は理事会に出席することができ、 また理事会で意見を述べることができる。 ただし議決には加わらない。

(役員の任期)

第 17 条 役員の任期は半数交代で2年と し、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員 の任期は、前任者または現任者の残任期間 とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が 就任するまでは、なお、その職務を行う。

(役員の解任)

役員は、本会の役員としてふさわしくな 第 18 条 役員が、次の各号の一つに該当す るときは、その任期中であっても理事現在 のある場合にはその任期中であっても総 | 数の 4 分の 3 以上及び正会員現在数の 2 分

<u>会および理事会の議決により、会長がこれを解任することができる。</u>

<u>の1以上議決により、会長がこれを解任することができる。</u>

変更後

- この場合、理事会及び総会で議決する前に、 その役員に弁明の機会を与えなければなら ない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えな いと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふ さわしくない行為があると認められる とき。

第22条(役員の報酬)

役員は有給とすることができる。

2 役員の報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

第23条(顧問)

本会に、顧問若干名をおくことができる。 2 顧問は、会長が理事会に諮って委嘱 する。

3 顧問は、重要な事項について会長の 諮問に応ずる。

第5章 評議員

第 <u>25</u>条 (評議員)

本会に 75 名以上 100 名以内の評議員を<u>お</u> <u>く。</u>

第26条(評議員の選任)

評議員は、総会で正会員の中から選任する。

第27条(評議員の職務)

<u>評議員は、評議員会においてこの定款に</u> 定める事項を審議する。

第28条(評議員の任期)

評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 評議員には第20条第2項および第3 項の規定を準用する。この場合において、 同項中「役員」とあるのは、「評議員」と 読み替えるものとする。

(役員の報酬)

第 19条 役員は、有給とすることができる。 2 役員の報酬は、理事会の議決を経て会 長が定める。

(顧問)条項削除

章立て削除

(評議員<u>及び評議員会</u>)

第 20条 本会に 75 名以上 100 名以内の評議員を置く。

- <u>2</u> 評議員は、総会で正会員の中から選任する。
- 3 <u>評議員は、評議員会を組織して、会長の諮問に応じるほか、必要と認める事項について助言する。</u>
- 4 評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 評議員会は、評議員で組織し、会長が 招集し、議長はその都度評議員の中から選 出する。
- 6 評議員会は、評議員現在数の3分の1 以上出席しなければ、その議事を開き議決 することができない。ただし、当該議事に つき書面をもって、あらかじめ意思を表示 したものは,出席者とみなす。

第24条(事務局)

本会<u>に、会務</u>を処理するため事務局<u>を設</u>け、職員若干名を置く。

- <u>2</u> 事務局の組織については、別に定め <u>る。</u>
- <u>3</u> 職員は、会長が任免する。
- 4 職員は、有給とする。

第6章 会議

第29条(理事会の開催)

理事会は、毎年4回会長が招集する。<u>た</u>だし会長が必要と認めた場合、または理事現在数の3分の1以上から会議<u>の目的たる</u>事項を示して請求のあったときはその請求<u>の</u>あった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、会長とする。

第 30条(理事会の議決)

理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この定款に別段の 定めがある場合を除くほか、出席理事の 過半数をもって決し、可否同数のときは, 議長の決するところによる。

第31条(理事会の議決事項)

理事会は、この定款で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1)事業の執行に関すること
- (2)会員の入会および退会に関すること
- (3)財産の管理に関すること
- (4)そのほか重要な事項

第32条(評議員会の組織と開催)

評議員会は、会長、副会長および評議員 で組織し、会長が招集し会長が議長とな る。

2 評議員会は、年2回開催する。ただ

(事務局及び職員)

第<u>21</u>条 本会<u>の事務</u>を処理するため、事務 局及び必要な職員を置く。

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

第5章 会議

(理事会の招集等)

第<u>22</u>条 理事会は、毎年<u>4</u>回<u>以上</u>会長が招集する。

- 2 理事現在数の3分の1以上から会議<u>に</u>付議すべき事項を示して<u>理事会の招集の</u>請求があったときは、<u>会長は</u>その請求<u>が</u>あった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数等)

第<u>23</u>条 理事会は、理事現在数の3分の2以上<u>の者が</u>出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者と見なす。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議決事項)

第 <u>24</u>条 理事会は、この定款で別に定める 事項のほか、次の事項を議決する。

- (1)事業の執行に関すること
- (2)会員の入会及び退会に関すること
- (3)財産の管理に関すること
- (4) そのほか重要な事項

(評議員会の組織と開催)条項削除

し,理事会もしくは監事が必要と認めた とき、または4分の1以上の評議員から 要求のあったときは、30日以内に開くも のとする。

第33条(評議員会の議決)

評議員会は,評議員現在数の3分の1以上出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

- 2 評議員会の議事は、第30条第2項の 規定を準用する。この場合において、同 項中「理事」とあるのは、「評議員」と読 み替えるものとする。
- 3 評議員会の議決権の行使は、ほかの 出席評議員に委任することができるもの とし、委任した者は出席者とみなす。

第34条(評議員の議決事項)

<u>評議員会は、この定款で別に定める事項のほか、次の事項を審議する。</u>

- (1) 総会の議案
- (2) 定款施行に関し必要な規則の制定 改廃に関すること
- (3) 支部の設置および廃止に関するこ と
- (4) 理事会が必要と認めた事項
- 2 評議員会は、前項で定めた事項のほか,会務運営上の重要事項について理事会に附議し、または勧告することができる。

(評議員会の議決)条項削除

(評議員の議決事項)条項削除

(総会の構成)

第 25 条 総会は、第 6 条第 1 号の正会員を もって組織する。

第35条(総会の招集)

通常総会は、毎年1回<u>会計</u>年度終了後2 カ月以内に会長が招集する。

- 2 臨時総会は、次の場合に会長が30日以内に招集する。
- <u>(1) 理事会または評議員会において必要と認めたとき</u>
- (2) 正会員の5分の1以上から、会議に 附議すべき事項を示して請求のあったと

(総会の招集)

- 第<u>26</u>条 通常総会は、毎年1回<u>事業</u>年度終 了後2ヶ月以内に会長が招集する。
- 2 臨時総会は<u>理事会が必要と認めたと</u> き、会長が召集する。
- 3 前項のほか、正会員現在数の10分の1 以上から会議に付議すべき事項を示して 請求のあったときは、会長は、その請求 があった日から30日以内に臨時総会を招

*

(3) 監事が必要と認めたとき

3 総会の招集は、少なくとも 10 日以前に、その会議に<u>附</u>すべき事項、日時<u>および</u>場所を記載した書面をもって通知する。

第36条(総会の議長)

通常総会の議長は、会長とし、臨時総会 の議長は、会議のつど会員の互選で定め る。

第37条(総会の議決)

総会は、正会員現在数の過半数以上出席 しなければ、その議事を開き議決するこ とができない。ただし、当該<u>事項</u>につき 書面をもって、あらかじめ意思を表示し た<u>ものは</u>、出席者とみなす。

- 2 総会の議事は、第30条第2頃の規定 を準用する。この場合において、同項中 「理事」とあるのは、「正会員」と読み替 えるものとする。
- 3 総会の議決権の行使は、第33条第3 項の規定を準用する。この場合において、 同項中「評議員」とあるのは、「正会員」 と読み替えるものとする。

第38条(総会の議決事項)

総会<u>で</u>は、この定款で別に定める<u>事項</u>の ほか、次の事項を議決する。

- (1)事業時間は以下を表現に関する事項
- (2)事業に回および収支予算に関する事項
- (3)財産目録に関する事項
- (4)重要な財産の取得または処分に関する事項
- <u>(5)</u>そのほか<u>評議員会または</u>理事会にお いて必要と認めた事項
- (6) 正会員の5分の1以上の者から、総会開催日30日以前にあらかじめ議題として提出された事項

変更後

集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくとも10日以前に、 その会議に付議すべき事項、日時、<u>及び</u> 場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第<u>27</u>条 通常総会の議長は、会議のつど、 出席正会員の互選で定める。

(総会の定足数等)

第 28 条 総会は、正会員現在数の過半数以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議決につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者と見なす。

2 総会の議事は、第23条第2項の規定を 準用する。この場合において、同項中「理 事」とあるのは、「正会員」と読み替えるも のとする。

(総会の議決事項)

第 <u>29</u>条 総会は、この定款に定める<u>もの</u>の ほか、次の事項を議決する。

- (1)事業計画及び収支予算に関する事項
- <u>(2)</u>事業報告<u>及び</u>収支決算に関する事項
- (3) <u>正味財産増減計算書、</u>財産目録<u>及び貸</u> 借対照表に関する事項
- (4) 正会員の 10 分の 1 以上の者から、総会 開催日 30 日以前にあらかじめ議題と して提出された事項
- (5) そのほか<u>本会の業務に関する重要事項で</u>理事会において必要と認めた事項 (会員への通知)

第30条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

第39条(議事録)

すべて会議には、議事録を作成し、議長 および出席者代表2名が署名押印の上、 これを保存する。

第7章 委員会

第 40 条 (委員会)

本会は、会務運営<u>および</u>第5条の事業遂行のために、必要な委員会を設ける。

- 2 委員会の設置または廃止は、理事会 決定する。 で決定する。 3 委員会
- 3 委員会の委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

第8章 資産および会計

第41条(資産の構成)

本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) <u>本会設立当初、日本都市計画学会か</u>ら継承した別紙財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

第42条(資産の区分)

本会の資産を分けて、基本財産<u>および</u>運用財産の二種とする。

- 2 基本財産は、<u>別紙財産目録のうち,</u> 基本財産の部に記載する資産および将来 基本財産に編入される資産で構成する。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産と する。
- 4 寄付金品であって、寄付者の指定の あるものは、その指定に従う。

(議事録)

第<u>31</u>条 すべて<u>の</u>会議には、議事録を作成 し、議長<u>及び当該会議において選任された</u> 出席者代表 2 名が署名押印の上、これを保 存する。

第6章 委員会

(委員会)

第<u>32</u>条 本会は,会務運営<u>及び</u>第5条の事業遂行のために,必要な委員会を設ける。

- 2 委員会の設置または廃止は,理事会で決定する。
- 3 委員会の<u>委員長、副委員長</u>、委員は, 理事会の議<u>決</u>を経て会長が委嘱する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 本会の資産は次のとおりとする。

- (1) <u>本会設立当初の財産目録に記載され</u> <u>た財産</u>
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第 34条 本会の資産を分けて、基本財産<u>と</u> 運用財産の二種とする。

- 2 基本財産は、<u>次に掲げるものをもって</u> 構成する。
- (1)設立当初の財産目録中基本財産の部に 記載された財産
- (2)基本財産とすることを指定して寄附さ れた財産
- (3)理事会で基本財産に繰り入れることを 議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

第43条(資産の管理)

本会の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決<u>によって確実な有価証券を購入するか、または確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期</u>預金として、会長が保管する。

第44条(基本財産の処分に関する制限) 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会および総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。

第45条(経費)

本会の事業遂行に要する<u>費用</u>は、<u>会費、</u> <u>事業に伴う収入および資産から生ずる果</u> 実等の運用財産をもって支弁する。

第46条(事業計画および収支予算)

本会の事業計画<u>および</u>これに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会の議決を経て、毎<u>会計</u>年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画<u>および</u>収支予算を変更<u>した</u>場合も同様とする。

第47条(収支決算)

本会の収支決算は、会長が作成し、財産 目録、貸借対照表<u>および</u>事業報告書なら びに会員の異動状況書とともに監事の意 見をつけ、理事会<u>および</u>総会の承認を受 けて、毎<u>会計</u>年度終了後2ヶ月以内に文 部科学大臣に報告しなければならない。

(資産の管理)

第<u>35</u>条 本会の資産は会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決<u>を経て確</u>実な方法によって会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第36条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の3分の2以上及び正会員現在数の2分の1以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り処分することができる。

(経費の支弁)

第<u>37</u>条 本会の事業遂行に要する<u>経費</u>は、 運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第<u>38</u>条 本会の事業計画<u>及び</u>これに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会<u>及び総会</u>の議決を経て、毎<u>事業</u>年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画<u>及び</u>収支予算を変更<u>しようとする</u>場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予 算の収入支出とみなす。

(収支決算)

第39条 本会の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表及び事業報告書ならびに会員の異動状況書とともに監事の意見をつけ、理事会及び総会の承認を受けて、毎事業年度終了後3ヶ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 本会の収支決算に剰余金があるとき は、理事会の議決および総会の承認を受 けて、その一部もしくは全部を基本財産 に編入し、または翌年度に繰り越すもの とする。

変更後

2 本会の収支決算に収支差額があるとき は、理事会の議決及び総会の承認を受けて、 その一部または全部を基本財産に編入し、 または翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 40 条

この法人が借り入れしようとするときは その事業年度の収入をもって償還する短期 借入金を除き、理事現在数の3分の2以上 <u>及び正会員現在数の 2 分の 1 以上の議決を</u> 経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなけ ればならない。

(新たな義務の負担等)

第 41 条 第 36 条ただし書及び前条の規定 に該当する場合並びに収支予算で定めるも のを除くほか、この法人が新たな義務の負 担又は権利の放棄のうち重要なものを行お うとするときは、理事会及び総会の議決を 経なければならない。

第48条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始ま リ、翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更ならびに解散

第49条(定款の変更)

この定款は、理事会および総会において おのおの4分の3以上の議決を経、かつ, 文部科学大臣の認可を受けなければ変更 することができない。

第50条(解散)

本会の解散は、理事会および総会におい ておのおの4分の3以上の議決を経、か つ、文部科学大臣の許可を受けなければ ならない。

会および総会においておのおの4分の3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日 に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、理事現在数の4分の 3以上及び正会員現在数の2分の1以上の 議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受 けなければ変更することができない。

(解散)

第44条 本会の解散は、理事現在数の4分 の3以上及び正会員現在数の2分の1以上 の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を 受けなければならない。

2 本会の解散に伴う残余財産は、理事 2 本会の解散に伴う残余財産は、理事現在 数の4分の3以上及び正会員現在数の2分 の1以上の議決を経、かつ、文部科学大臣 許可を受けて、本会の目的に類似の公益 | の許可を受けて、本会の目的に類似の目的

変更前	変更後
<u>事業</u> に寄 <u>付</u> するものとする。	<u>を有する</u> 公益 <u>法人</u> に寄 <u>附</u> するものとする。
第 <u>10</u> 章 補則	第 <u>9</u> 章 補則
	(書類及び帳簿の備付等) 第 45 条 この法人の事務所に、次の書類及 び帳簿を備えなければならない。ただし、 他の法令により、これらに代わる書類及び 帳簿を備えたときは、この限りでない。 (1)定款
	(2)会員の名簿 (3)役員及びその他の職員の名簿及び履歴 書
	(4)財産目録 (5)資産台帳及び負債台帳 (6)収入支出に関する帳簿及び証拠書類 (7)理事会及び総会の議事に関する書類
	(8)官公署往復書類 (9)収支予算書及び事業計画書
	<u>(10) 収支計算書及び事業報告書</u> <u>(11) 貸借対照表</u> (12) 正味財産増減計算書
	(13) その他必要な書類及び帳簿2 前項第1号から第5号までの書類、同
	項第7号の書類及び同項第9号から第12号 までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び 書類は10年以上、同項第8号及び第13号 の書類及び帳簿は1年以上保存しなければ
	ならない。3 第1項第1号、第2号、第4号及び第9号から第12号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。
第 <u>51</u> 条 (規則 <u>の設定</u>) この定款の施行についての細則は理事会 の議決を経て別に定める。	(細則) 第 <u>46</u> 条 この定款の施行についての細則は、 理事会 <u>及び総会</u> の議決を経て別に定める。
付 則(第 回通常総会議決 平成 年 月 日認可) 第1条	付 則(第 回通常総会議決 平成 年 月 日認可) 第1条
この定款の変更は、文部科学大臣認 可の日より施行する。	この定款の変更は、文部科学大臣認可 の日より施行する。

変更前	変更後
	第2条
	旧定款第6条1項2号の外国人会員は
	平成 年度より自動的に正会員に移行す
	<u>3.</u>